jtk2001009

農村家族における世代継承の実証分析

― 人・物・心の三側面を中心に ―

堤　マサエ

Demonstrative Study on Generational Succession of Stem Families in Rural Japan

Masae Tsutsumi
Yamanashi Women's Junior College

ABSTRACT

The aim of this paper is to clarify how Japanese rural families have continued and changed from the viewpoints of generational succession and inheritance. I will be focusing on three main points: generational succession, inheritance, and the respective ideology.

Families in today's Japanese rural society are undergoing great changes prompted by advancement of industrial structure (highly information-oriented) and changes in population makeup (aging society with lower fertility rate). As for the family system, it has been more than fifty years, ranging over two generations, since the conversion from the stem families system to the conjugal families system took place; a change that has had great influence on farming operation, family forms, and people's lifestyles.

This paper has been studying how the stem family system has been changing, a typical example being Japan's traditional "Ie, or family system". Here, the succession of a stem family, people's consciousness about it, and actual situations of inheritance will be clarified and the direction that stem- families in rural Japan might take will be discussed.

The data for this paper was collected through both written and spoken forms, and was conducted mainly in Yamanashi Prefecture. The outline is as follows:

(1) Generational Succession: Almost 40 percent of people live together with their parental generation after marriage. However, they do not necessarily succeed the Ie. The way in which they live together and operate their farmland has become more diverse.

(2) Property Succession: It is still very common for the entire property to be inherited and succeeded by only one child. This is known as the Ie system, a system that was formerly prevalent in the period known by the same name. Despite the fact that families structure is changing greatly in the present day, many farming families still continue with this system of inheritance.

(3) Succession Ideology: This is strong with regard to ceremonial matters and human relationships, but has become weaker where inheritance of the farmland is concerned. The more generations that live together, the stronger is the family's desire for succession.

Key Words: succession, inheritance, ideology, stem-family system, rural, continue, change

1. 序　論

1）研究の目的と背景

本小論は日本農村直系制家族の持続と変容を世帯構成（人）・財産相続（物）・家族意識（心）の三領域から検討し、その実態を明らかにしようとするものである。筆者はすでに、「地域研究」において[1]、相続について分析をした。この小論は相続（物）とさらに、世代交代に伴う世帯構成の変化（人）と家族意識（心・理念）の三領域を検討したものである。ここでは親・子・孫の三世代が、どのように世代継承、相続をしているか、それと「家」の継承に関する意識はどのように関連しているかを分析する。

すなわち、どのように世帯構成が変化したか。世代継承の過程はどのように世代間で変化、持続しているか（人の継承)。「家」の財産を誰がどのように継承しているか（物の継承)。そして、「家」継承の有無によってどのような意識(心：理念の継承)の相違があるかを中心に検討する。農村家族の持続と変容を検討することは、何を残し何を変えていくかの課題を探ることでもある。また、本論は今日問題になっている農業後継者問題の背景を探るものでもある。

今日の日本社会は大きな変動期にある。ここ近年の産業構造の変化、IT 化の動向は、我々の日常生活の周辺にまで劇的な変化を迫ってきている。もはや伝統的な文化は意図的に変えていかなければならないような勢いである。世界的には、欧州連合などの動きをみても国のあり方まで変わろうとしている。世界の一体化に向けての歩みは加速しつつある。日本は島国ということもあり外の世界に対して封鎖的でも済んできたところがある。しかし、国際的な動向から見ると、いずれ変わらなければならない。そういう時、どう変えるかが問われるが、何を残すかがまた大切である。今や、世界の大きな潮流に鈍感ではいられない時代である。そして、何をどう変えるかの議論が不可欠である。その際、日本が長年培ってきた独特の文化、生活の中にあるもの、大切なものまで失ってしまってはという不安を覚える今日的状況もある。くらしの足元である現代家族の持続と変容をこのような広い動向、背景をも考慮し、検討をすることが今、我々に迫られた課題である。

今日の日本では、もはや伝統的な「家」は消えたといわれている。確かに、核家族化、小家族化してきて、すでに 30 年以上、一世代を経過している。現代は核家族の内容・実態も大きく変化をし、単独世帯が増えているのが今日の日本における世帯構成の動向である。日本の家族はさまざまな点から、実態・制度・イデオロギー的にも変化が認められる。今日、家族は今までとは異なった個人化、価値や意識、行動や関係の領域の変化が身近なところで感じられるようになってきた。それをどのような言葉で表現すれば適切かは定かではないが、筆者は、「クオリィテー時代の家族」「揺らぎ時代の家族」と表現している。また、農村地域は高齢化、情報化、環境の問題などの点から、今後大きな変化を強いられることが予想される。

2）関連先行研究

日本における農家の継承、相続に関する既存研究は社会学、法社会学、歴史学、経済史学、人類学など多くの領域で行われてきている。

本テーマに関する主な先行研究は石原邦雄(1993)、杉岡直人(1990)、利谷信義(1989)、竹田旦(1974)、大内雅利(1992)[2]などがある。石原(1993) は、日本の農村直系制家族に焦点を当てて、世代的連続性を、世帯主の交換過程としてとらえ、その内部構造を明らかにしている。杉岡(1990) は、世帯主権限の移譲と父子契約、家族協定について論じ、相続の操作概念を「世代的連続性を伴う資産および支配の継承行為」と規定している。相続概念は「世帯主権限」と代替させることができるとしている。利谷 (1973・1989) は法社会学の領域から、相続の法的な方法として家族協定、父子協定について論じている。竹田 (1974) は、日本では相続と継承の概念は混同して使われる事が多いことを指摘している。そして、相続と継承を次のように区別している。 すなわち、 inheritance(相続) は transmission of property(財産の相続) を意味し、 succession (継承) は transmission of office(職務の伝達) を意味するとしている。

ここで相続の概念は家産、資産の継承として捉える。すなわち、物の連続を意味する。継承は世帯、役割、人間関係の付き合いなど人、心の連続を意味している。その意味で、筆者は竹田の言う相続と継承の概念は区別しているが、相続よりも

継承の概念の方が広い要素をもつものと考えている。さらに言えば、相続は資産・動産・不動産を含めた物の継承を言うとき主に使用、継承はそれらをも含む世代から世代への連続をさせる行為と捉えている。

ここで私は石原の研究と同様、家族の内部構造の動態的把握を捉えるとともに、歴史的な変化の過程を持続と変容の点から捉える試みをする。一般に、家族の内部構造は役割、勢力、情緒の側面で捉えることが多い。世代がどのように連続していくかを明らかにするためには、人と物の連続を見る必要がある。そこで、ここでは世代がどのように連続するかについて、① 人の継承：世帯構成の連続、② 物の継承：財産の相続、③ 心の継承：継承意識の三側面についての動態的把握を目指す。

ここでいう「家」は日本の伝統的な家族生活の形態のことであり、直系制家族の日本的典型と考える（森岡 2000）。直系制家族は世代的連続性がその基本的な特徴の一つである。直系制家族は世代を交代するときに家産や家名を継承し、その管理権を移譲させる。「家」の機能は継承と管理の機能が重要である。したがって、「家」は家族の概念よりも広く、家族の概念要素には含まない管理と継承の要素をもつと捉える。（森岡：1976・1993、堤：1996）

多くの先行研究は静態的把握、分析であるが、とくに本小論は 30 年にわたる農村家族を動態的に把握した点でオリジナルである。これは農村家族の持続と変容の全体構造を捉える作業の一つであり、継承（人）、財産（物）、意識（心）の動きの三側面を分析したところに特徴がある。また、これは「農家相続の事例研究」を基にするさらなる分析である。

3）視点と課題

「農村直系制家族になぜ視点をあてるか」

今、なぜ農村直系制家族に視点をあてるかについて、筆者は次のように考える。日本家族のどこが変化し、どこが変わらないかを知るとき、伝統的なものとそうでないものが同時に存在していることが必要である。その点で、農村家族は伝統と近代を同居させながら存在している。農村に生きる人々のなかには、日本文化の中の変わらない部分を維持し、存続させようとしている。そのことによって、農業が維持できる部分がある。しかし、伝統的な文化を存続させようとしても、もはや今日、困難になりつつあるのが実態である。変化の激しい今日、この狭間にあって、揺れ動いているのが農村直系制家族ではないだろうか。

変化についていえば、変わりやすい面と変わりにくい面、早く変わる面と遅い面などさまざまな局面がある。農村家族は変わりにくく、変化が遅い。日本の社会や家族の変化と持続の様相を明らかにするには、伝統的な要素を多く残すと見られる農村直系制家族に焦点をあてることが、より有効である。

「課題の背景」

現在、農業就労人口は少なくなっている（国勢調査、農林センサス・1965/1303 万人、1998/582 万人）。そして、農業後継者は少なくなり、農地は生産手段としてよりも、財産としての意味を持つようになってきた。

日本の農村家族は小農経営で、家族内労働力を中心に、後継ぎが農地を継承・相続する方法で営まれてきた。今日も、農地は私有財産である。専業農家は農地を生産手段として農業を営んでいる。それ以外の兼業農家は農地を維持するために農業を営んでいる面が強い。

産業構造の高度化傾向は、農業から工業を推し進め、生産手段である土地は、今や資産としての価値を持つようになった。かつては、経営面積が大きい農家は経済的にも豊かで、地域社会での社会的地位、「家」の地位も高かった。ところが今日、経営規模や土地の所有の大小が経済的な豊かさの指標にならなくなってきた。このような背景がある中で、農地を中心とする「物」の継承、「家」の後継ぎ、継承の「意識」はどのような実態にあるかを見出すことは重要である。

「 課 題 」

本小論は、三領域：世代継承（人）、財産相続（物）、継承意識（心：理念）についてつぎのような課題を明らかにする。

① どのような世帯構成の変化があり、世代継承がされたか。
② 世代継承の過程として、どのような配偶者選択、結婚の実態があったか。
③ 財産相続は制度とどのように対応し、どのよ

うな実態であったか。
④ 財産相続は世代、年代によってどのように異なるか。
⑤ 「家」の継承と家族意識はどのように関連するか。
⑥ 「家」の継承と農業継承意識はどのように関連するか。

これらを検討することによって、農村家族の継承、持続的側面のあり方を明らかにする。

4) 対象地域とデータの性格・方法

「対象地域」

ここで分析するデータの収集方法・対象の限定については、すでに関連の研究に掲載してある。(山梨県立女子短期大学紀要第32号「農村家族における家族・「家」意識の持続と変容」、地域研究、創刊号「農家相続の事例研究」) 以下、簡単に本論に関連する対象の特徴について述べる。

対象地域は山梨県勝沼町である。勝沼町は山梨県の東部、東京よりに位置し、東京までの所要時間は車で約1時間(高速道路)、果樹栽培地帯である。したがって、分析対象の多くは果樹農家であり、商業的農業を営んでいる。

「対象世帯の限定」

対象世帯は1966年当時、親子二世代夫婦を完全に含む世帯に限定され、若い夫婦に年齢制限が加えられた。すなわち、若い方の世代である夫が1921年から1935年までの15年間に生まれたものに限られた。1966 (S41) 年当時の年齢が31歳から45歳の間と限定した。2000年における年齢は、65歳から79歳になる。そして、二世帯比較法のため、必ず同居をしていること、結婚後その土地に住んだ婿養子などは除き限定をした。1966年の調査では128世帯が選ばれた。その後、同じ世帯に対して調査を行い、他出、消滅した世帯を除いて107世帯に実施した。

「データの収集方法」

本小論の主なデータは、山梨県と勝沼町の統計資料と面接調査によっている。面接調査の資料は1966年、1972年、1979年、1981年、1992年、1997年の6回にわたって反復的に実施してきたものである。いずれも質問紙による面接調査である。ここで使用するデータはこの6回の調査結果と補足調査から得たものである。

2. 対象地域の変化とその社会的背景

ここで、1960年から今日までの対象地域の変化とその背景の概況について述べる。高度経済成長、農業が継承されなくなってきた社会的背景、生産手段としての農地から資産としての土地に変化してきた概況を以下に述べる。

「1960年代:高度経済成長期」

本小論の調査が最初に行われたのは1966年である。この頃は、高度経済成長期であった。そして次の調査が行われた1972年はこの成長期が終わろうとする時期である。1960年代は、産業構造も高度化し、農業から工業に転換をしていた時期である。家族は核家族化、小家族化し、農業から勤労者になるひとびとが多くなった。農地は生産手段から資産へと変わりつつあった。その中で、果樹農家は進む技術革新、機械化を取り入れていった。地域社会では農業改良事業や灌がいを整備した。農家は果樹保存の施設(冷蔵庫)、施設園芸などを行い、種なしぶどうを出荷し始めている。これを契機に、ぶどう作が生産者中心から消費者中心になっていった。ぶどう作農家側からすると、労働力の必要な、今までとは異なったより商業的農業の生産者意識を強いられる方向転換があった。そして、中央線の複線化工事が着手され、首都圏との時間的距離の短縮は観光農園、商業的農業の方向を強めることになった。

「1970年代:商業的農業への転換」

1970年代に入ると、中央自動車道の開通にむけて、路線の決定や土地買収がはじまった。土地が生産手段であった農家にとって農地を売って得た代金は大きな現金収入であった。この経験は土地に対する価値観を変えることになった。1975年にバイパスの土地売買契約が完了し、1977年にバイパスが完成すると、今まで多くの観光客がきた国道20号線沿いの観光園へ客が少なくなっていった。これをきっかけに、観光ぶどう園、直売の方法を検討しなければならなくなった。販売方法が変わったのはバイパスの完成後である。その頃から、町産ワインの振興が本格化し、ぶどう作農家の多角化、多様化がはじまった。そして、

ぶどう作農家はより商業的農業の色彩を強めていくことになった。1976年には、フランスのボーヌ市と国際的な友好関係を結ぶなど、ぶどうを中心とする町づくり、そしてワインを売り出す事業(ワイン100年記念事業)などを行なっている。このように、社会資本の整備は農家の農地に対する考えを変える契機になった。また、農産物の販売方法を変えることになった。

「1980年代：果樹と観光の地域づくり」

1980年代にはさらに畑かん事業や町の整備事業が進み、国体開催とあわせて(1987年、昭和62年)公的な社会資本の整備が進められた。1981年調査時点の翌年には、中央道が開通し、勝沼町をはじめ、山梨県全体に大きな生活上の影響をもたらした。これによって、東京方面への時間的距離が近くなった。観光客を呼ぶために、ゴルフ場の誘致、ぶどうの丘センターに県内初の芝スキーをオープンさせた。このようにぶどう作とあわせて観光に力点をおいた町づくりを強めていった。そして、観光農園、産直のみではなく、ぶどうやワインのオーナー制を導入、民宿や観光、滞在、経験農業などの試みもされている。地域農業の振興と果樹王国の確立をめざして、農協が合併し、ぶどうの取り扱い金額日本一となっている。このような中で、高齢化問題が身近なところで感じられるよになった。また、対象地のみではなく、日本全体でも農業の後継者不足が問題になってきた。

「1990年代：農業と環境の調和をめざした町づくり」

1990年代にはいると、フルーツを中心にした町づくり、美しい景観と調和した産業振興、ぶどうの丘の整備などがされるようになった。とくに、ぶどうの景観を生かした町づくり、伝統的な建築物の見直しが住民の運動として生じてきた。社会資本の整備、活性化事業施設なども進んできた。ときどきの自然災害、ひょう、冷夏による被害もおおきな影響を与えている。1998年冬の60年振りの雪害は多くのぶどうの木を破壊し、高齢者が営む畑は岐路に立たされている。

「農業経営・継承の方向」

日本の農村家族は国際的な影響、日本全体の経済、政治、そして地域産業の動向に、また自然災害の影響を受けながら変化し、持続している。とくに、果樹農家は栽培の技術水準が高まり、情報化やさまざまな科学技術の発展に対応しながらある。もはや兼業農家では現在求められている果樹栽培の技術水準を維持することは困難ともいわれている。そこに、農業継承、農地相続、農業経営を夫や妻がどのように考え、対応するかの問題がある。経営面積の大小のみで経済水準は測れない。これからの農村家族の方向は農業経営の方法、継承のあり方にも大きく左右される。

3. 世帯構成の変化と世代継承

1) 対象世帯の世代交代

対象世帯について、世帯構成がどのように推移したかを見ると**表1**のようになる。継承・相続について検討するためには、父母健在、死亡別に世帯構成の変化を示した。

親世代から子世代の交代は親世代の死亡、子世代の世代継承、あとつぎの孫世代の結婚・同居などで継承されていく。1966年に100%父母が健在であった二世代同居家族が1997年に父母(FM)が死亡、86.0%になり、世代が交代している。1997年には107事例の中で、父母が健在は2事例、母(M)のみ健在10例、父(F)のみ健在2事例になっている。父母が死亡した92事例のうち、

表1　父母健在、死亡別世帯構成変化

	1966年		1972年		1979年		1981年		1992年		1997年	
FM生存	107	100.0%	75	70.1%	37	34.6%	27	25.2%	7	6.5%	2	1.9%
F在M亡		0.0%	7	6.5%	18	16.8%	12	11.2%	5	4.7%	2	1.9%
M在F亡		0.0%	21	19.6%	38	35.5%	41	38.3%	23	21.5%	10	9.3%
FM死亡		0.0%	4	3.7%	14	13.1%	27	25.2%	72	67.3%	92	86.0%
DK		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	1	0.9%
合計	107	100.0%	107	100.0%	107	100.0%	107	100.0%	107	100.0%	107	100.0%

夫婦家族は50事例、次の世代が跡をとり、ニ世代夫婦家族が26事例、三世代夫婦家族が5事例、単独世帯が2事例、その他9事例に変化している。

1966・1972年の直系家族は親と子世代であった。1981年では、既婚孫世代との同居が8世帯あらわれてきた。同様に、1992年に34世帯、1997年43世帯(約4割)になり、世代交代している。親、子、孫の三世代の直系家族は、1981年で6世帯、1992年で8世帯、1997年で5世帯あった。このように直系制家族のライフステージが進行している。しかし、親と子世代の同居のみで世代継承をしたとは限らない多様なあり方が生じてきている。(**表2**参照)

たとえば、孫世代が勤務の都合で親と別居、また離婚して別居した場合があり流動的である。108世帯のうち15事例は途中で同居している。また、同居をしていて、世代が継承されているように見えても、親があとつぎと認知していない場合がある。同敷地内別棟同居は親子の後継ぎ認識に差がある。別居をしていて、通勤農業をして、家業を継いでいる事例もある。詳細に事例を検討すると、直系制家族の世代継承は同居や家業のみで捉えられないような多様なあり方が生じてきている。その捉え方が今後の課題である。

2) 結婚による世代継承と世代間変化

配偶者選択と結婚は直系制家族がどのように連続していくかに関する領域である。またそれは文化や家族理念に関わる具体的な領域である。日本では伝統的、家父長的な配偶者選択・結婚のあり方から民主主義的、個人的なあり方に変化していったのは、1960年代半ばである[3]。この変化は日本の家族形態が大きく変わる時期と関連している。

以下、配偶者選択の範囲、方法、基準、選択主体、結婚をめぐる儀式について検討した結果を見てみよう。

「配偶者選択の範囲：通婚圏の広がり」

配偶者選択の距離的範囲は通婚圏といわれる。日本では、妻は夫の定位家族と同居をする、嫁入り婚が一般的であった。親世代では、同じ地区、町内が約4割、子世代では、約3割、孫世代では、約2割、娘は約1割と若い世代ほど減っている。これに対して、隣接外の県内や県外の割合が、親世代2割、子世代4割、孫世代約7割と増加し、若い世代ほど通婚圏が広がっている。この背景には情報手段、交通手段の普及、利便化、多様化がある。

「恋愛婚の普及と結婚相談員」

さらに配偶者選択の方法が見合いから恋愛に変わったのも大きな要因である。見合いの仕方も時代により異なるが、親世代、子世代は約8割、子世代は約2割であった。今日ではほとんどの人が誰かに紹介をしてもらうことはあるが、自分

表2　世帯構成の推移

		1966年	1972年	1981年	1992年	1997年
親族世帯	合計	108(100.0)	108(100.0)	108(100.0)	107(100.0)	107(100.0)
	核家族世帯					
	小計	0(0.0)	5(4.6)	26(24.1)	47(43.0)	54(50.5)
	夫婦のみ			5(4.6)	17(15.9)	24(22.4)
	夫婦と子ども		5(4.6)	19(17.6)	29(27.1)	26(24.3)
	男親と子ども					2(1.9)
	女親と子ども			2(1.9)	1(1.9)	2(1.9)
	その他の親族世帯					
	小計	108(100.0)	103(95.4)	82(75.9)	60(56.1)	53(49.5)
	夫婦と両親	3(1.8)		3(2.8)	3(2.8)	2(1.9)
	夫婦と片親		1(0.9)	2(1.8)	6(5.6)	4(3.7)
	夫婦と子ども・両親	70(64.8)	68(63.0)	23(21.3)	21(19.6)	26(24.3)
	夫婦と子ども・両親と子ども	32(29.6)	6(5.6)	1(0.9)	4(3.7)	1(0.9)
	夫婦・子ども・父		7(6.5)	9(8.3)	4(3.7)	1(0.9)
	夫婦・子ども・母		20(18.5)	38(35.2)	12(11.2)	10(9.3)
	女親と子ども・両親				1(0.9)	2(1.9)
	三世代夫婦	3(1.8)	1(0.9)	6(5.6)	8(9.3)	5(4.7)
	分類されない世帯				1(0.9)	
単独世帯						2(1.9)

で気に入った人と結婚をしている。しかし、仕事が忙しく、出会えるチャンスがない場合もあり、町の行政で公共的に結婚相談員を設けて紹介をすることも行われている。とくに、農家のあととり息子の晩婚化、シングル化が地域社会の深刻な問題になっている。これは「家」や農業の継承者問題でもあるが、親の介護、生活の問題とも受け止められている。介護保険制度があっても晩婚化、シングル化はライフステージ上、親子の相互の助け合いを不可能にする点で問題であるとの認識がある。

「配偶者選択の基準と選択主体」

配偶者を選ぶ条件は三世代とも、その比率に多い少ないの差はあるが、第一の条件は男女とも「健康と人柄」をあげている。次の条件に、1966年では、親、子世代共に、「家柄や血統」をあげていたが、1981年になると、子世代では少なくなる。1992年になると、孫世代の夫は「容姿」を条件に挙げる比率が高くなる。妻の場合は「収入、職業」があがってくる。家本位から個人本位に少しずつ力点が移りつつあることは一般的な傾向と同様である。

配偶者を選択する主体は「親」なのか「本人」なのかについては、現在では結婚する「本人」が選ぶことがほとんどであり、親に相談することも少なくなってきている。それどころか結婚を決めるまで親が知らないということもある。1966年では、親世代は「自分の親が決めた人」と結婚前に合ったこともなく結婚している人がいる。そのころはほとんど親と相談をしている。1981年には、子世代では、「自分が主体的に決めるが親にも相談をする」。「自分のみで決める」のは4人に一人程度である。また、女性の方が男性よりも親が決めることの方が多い。

「主体的に自己決定をする」女性は近年になってからである。その点男性の方が結婚相手は自分で決めることが多かった。この調査結果から見ると、女性は1981年よりも遅い時期に主体的に配偶者を選ぶ傾向が生じてきた。しかし今や、女性が選ぶ時代になってきた。その点では大きく変わってきた。むしろ、男性は今まで結婚相手は自分で決めていた。女性が自己決定するようになり、男性は戸惑いを感じている。男性は「結婚したい」と思う女性には結婚を承諾してもらえず、また、配偶者を選択する機会も多くなく、いつのまにか年齢が重なったという。一方、女性の方は、適当な配偶者に出会えないという。女性が考える適当な配偶者と男性の望む配偶者像は一致しないところが生じてきている。このような状態が一般化して、晩婚化傾向が生じてきたとも見られる。

「結婚をめぐる儀式の世代的変化」

結婚の社会的承認である結婚式、披露宴は世代によって大きく変化している。結婚式の場所は親世代のほとんどが自宅である。子世代でも約7割(107事例中77事例：73.3%)が自宅である。町内の施設を利用した場合は公民館など公共の施設を利用している。孫世代になると、すべて結婚式場であり、町外約7割、町内約3割で、自宅での結婚式は行われなくなる。また、孫世代の招待客は職場など広範囲になり、商業的な色彩をおびるようになる。親と子世代に内容的な変化は大きく見られないが、子世代になると世代継承の文化的な側面である結婚式をめぐって変化をしてくることになる。

配偶者選択、結婚は親世代から子世代において、形、方法を変えたが、大きく内容を変えるに至らなかった。ところが、孫世代には形、方法、内容も大きく変えるようになった。その背景には、子どもの数、学歴の変化もある（注：対象の平均子どもの人数は親世代・5.9人、子ども世代・2.6人、孫世代は現在出産時期にある。平均学卒年齢については親世代は12-15歳、子世代は15-18歳、孫世代は18-20歳である。）このように、結婚式をめぐる変化は伝統的な慣習、人間関係のあり方、付き合いの仕方などが変化をしてきたということである。また、家族形成の段階が変化をしてきたということは、家族のあり方を変えることになる。戦後、制度が変わってもすぐに日常生活が変わるわけではなかった。また、それにそって結婚式などの儀式がすぐ変わるわけでもなかった。実際、孫世代が変化をしてきたということは、今後家族の人間関係の変化やさまざまな側面の変化を示しているとみてよい。

今日、結婚によって、新しい家族が形成されると考えられている。結婚によって世代を継承しているが、もっとも伝統的なところが残る儀式的な部分も変化をしてきている。また、孫世代がどのように自分の定位家族のあり方を継承していくか

によって変化の仕方も異なる。結婚によって形成される生殖家族が夫と妻のそれぞれの定位家族とどのように異なるか、どのような面を持続させているかは興味深いところである。

4. 物の継承―財産相続の実態

1）資料の性格

ここでは1966年調査から1997年までにどのような相続が行われてきたかに関しての実態分析をする。調査項目に反復調査をしていないものがあり、1972年・1981年・1992年・1997年調査で反復調査を実施している項目の資料についてのみ分析した。相続は親世代から子世代が交代、継承する過程で生じる出来事である。したがって、相続は確実に生じる出来事ではあるが、その時を予想できる場合と出来ない場合がある。これはこのような性格をもった課題であり、資料はその意味で相続が生じたときのものである。

2）親世代の死亡年

相続は親の死亡で生じることになる。すでに**表1**で示したとおり、親の死亡が生じた年をみると以下のようである。

父の死亡年については、1966－1972年調査まで（1971年までに死亡した場合）：21事例、1972－1981年調査まで：44事例、1982－1992年調査まで：30事例、1992－1997年調査まで：8事例、合計103事例である。

母の死亡年については、1966－1972年調査まで（1971年までに死亡した場合）：9事例、1972－1981年調査まで：28事例、1982－1992年調査まで：40事例、1992－1997年調査まで：18事例、合計95事例である。

死亡年は父・母ともにばらつきがある。父については、1960年、1970年代に対象世帯の半数が死亡している。母の方は、1960年、1970年代では約3割の死亡である。父は1970年代、母は1980年代に多く死亡している。

相続がどのように行われたかについてみるとき、父の死亡年がいつであるかが大きく関連してくる。相続はその後に生じる。この対象については、1970年代、1980年代が多くなっている。

3）財産・物の継承の仕方

ここでは、世代交代に伴って生じる財産・物の継承の仕方を分析する。過去約30年余り間の対象全体の分析結果は次のようである。

遺産相続の仕方について

①農地はほとんど、後継ぎが単独相続か半分以上の相続をしていた。女のきょうだいのみでも後継ぎが単独相続をしている。②山林はない場合が多く、ある場合には後継ぎが優先的に相続しているが共同相続も多い。③宅地　④家屋は共同相続・部分相続もあるが、後継ぎが単独相続をしている場合が多い。⑤現金は後継ぎの単独相続も多いが、不動産に比べると部分相続がある。このように、不動産は多くが後継ぎ単独相続、動産はきょうだいに分けるようである。

相続放棄の手続き

後継ぎが単独相続をするため相続放棄をする方が多い。しかし、近年になるほど相続放棄をしない傾向も見うけられる。生前贈与は半数以上が行われていない。どちらかと言えば死後相続である。父の死後に財産を分けることが多く行われている。また、分ける時には、生前贈与があっても、あまり考慮をしないようである。

相続問題の苦労

相続をする時、何か問題が生じたという事例は少なく、相続問題での苦労は少ない。多少、口げんかはあった例もあるが、農家は後継ぎがすべて相続するものと心得ている。その代わり、「墓守、親の面倒は後継ぎが見るべき」と考えられている。相続の期間にはばらつきがある。半数は3ヶ月以内に終了している。それ以上の期間を経過し、今なお、未処理の事例もある。この対象について、問題がある場合は少ないが、問題があると深刻な場合がある。

4）年代別にみた相続の特徴

父死亡による相続の特徴を年次ごとにみると、1960年代は長男子、単独相続であり、1970年代も引き続き長男子相続で、相続問題でトラブルが生じる例は少ない。対象世帯はこの時期に父が死亡している事例が多いが、不動産を均分相続す

るような事例はほとんど無い。1981年代になっても後継ぎが一括相続である。しかし、後継ぎが長男である場合が多く、その子が農業を継ぐ子どもということになってくる。1990年代は、父の死亡も少なくなり、かなりが世代交代をしている。やはり、後継ぎ一括相続が多いが、相続放棄をしない事例が以前よりも多くなっている。

5）年代別事例分析の特徴

次に、事例分析から明らかになった父世代から子世代への継承・相続の実態は次のようである。

① 1960年代に父が死亡した事例では、農家の三男として生まれ(明治30年)、見合い結婚をして、その後、山林を買って働き農地にして耕した。子どもは9人持ち、長男に後を継がしている。財産はすべて後継ぎが相続をしている。孫世代には農業を継がせて、一緒に暮らしたいと思っているが、ぶどう経営よりも勤めのほうが暮らしは良いので、家業の農業を受け継ぐつもりだったが、勤めをしている。父から子どもへの相続は長男子・一括相続であり、母、すべてのきょうだいが相続放棄をしている。

② 1970年代に父が死亡した事例では、農家の次男に生まれた（明治28年)。長男が幼少で死亡したため、実質長男として育った。高等小学校を卒業すると農業をし、妻とは見合い結婚をしている。9人の子どもを持ち、1974年に死亡しているが、相続はすべて後継ぎである長男が一括相続をしている。きょうだいには学資・結婚資金を出しているので相続放棄をして理解を示した。孫世代にも同じように、きょうだいには学資・結婚費用を出してやり、長男が一括相続をさせるつもりである。

③ 1980年代に父が死亡した事例では、父は9人きょうだいの三番目に生まれ（明治37年)、尋常小学校を卒業すると同時に農業を営み、結婚前に兵役に行き妻とは見合い結婚をして、4人の子どもを持つ。長男が農業を継ぎ、昭和62年（1987年）に死亡、すべて後継ぎである長男が相続した。母やきょうだいはすべて相続放棄をした。孫世代は自宅から農業以外の仕事に従事している。やがて、農業を継いでくれると期待をしている。

④ 1990年代に父が死亡した事例は農家の3番目、長男として生まれ(明治41年)、高等小学校を卒業すると、農業に従事した。親の決めた妻と結婚、6人の子どもに恵まれた。父は1995年(平成7年)に死亡した。相続はすべて長男、後継ぎが一括して相続した。きょうだいは相続放棄をした。孫世代の相続もきょうだいには学資・結婚資金の一部を出しているので後継ぎに一括相続をするつもりである。

6）予想しない家族イベントによる継承・相続

親よりも子が先に死亡の事例

親よりも子の後継ぎが先に死亡した事例では、後継ぎに世帯を任せると引退していた。ところが、後継ぎの子ども世代が昭和63年(1988年)に死亡し、親世代が残された。子世代の遺産は保険金を妻と子どもが分けた。不動産、住民登録の名義などはまだ父にあった。孫世代の長男が農業を継承する予定という。

親と子世代が死亡、孫世代が未成年の事例

父も子世代の後継ぎも亡くなった事例では、父から子世代へは後継ぎが一括相続をした。子世代から孫世代への相続は子ども(孫世代)が未成年のため、妻が全部相続をした。孫世代には、学費の援助をした。今後、就職後の生活、事業資金、結婚式、その後の生活援助、住宅、土地の購入資金にも援助する予定である。後継ぎにはその他すべてを相続させたいという。妻は予想しない死亡のため、相続では苦労したという。

5.「家」の継承と家族・農業継承・性別分業意識

1）「家」の継承と家族意識

「家」の継承意識

家族意識は、伝統的意識が強い領域と弱いところがあることが明らかになっている（堤1993・1999)。結婚に関する伝統的意識が弱まった。現在、「嫁」という言葉を使うこと自体、伝統的であるという若い層の認識が一般化しつつある。財産に関する「家」意識は、伝統的意識が強まったり(1981年)、弱まったり(1992. 1997年)しながら変化をしている。

「家」は継承と管理の機能が重要である。具体

的に、「家」の継承では、最も継承させるつもりが強いのは先祖祭祀(88.8%)である。その次に強い順序を列挙すると、「家のつきあい」「家屋、宅地」「家名」「農地」となっている。「継承させたいが見込みがわからない」という回答は、「農地」に最も多い。あとつぎがどのような職業を選択するかによって、不確実であるということである。農地の機能が生産手段としてよりも資産としての意味をもってきている。「家」の機能としての土地をめぐる継承、管理よりも、儀式的なものや人間関係的なところは「家」の継承が強く残る傾向がある。

「家」の継承の有無と家族意識の変化

世帯が継承された場合とそうでない場合の夫と妻の家族意識を検討した。その結果、「継承あり」の場合は、夫・妻ともに伝統的意識は強い。同別居意識はA「継承あり」のグループでは、B「継承なし」グループよりも同居すべき率が高い。一方、Bグループでは、別居すべき(29.0%)比率が高く、3分の1は別居の可能性が予想される。

さらに、Aグループでは親への責任は長男(87.9%)をあげる比率が多く、財産相続と農地相続も同様に長男で、あとつぎ一人に多く相続したいとする意識の比率は高い。

このように、継承をしたAグループとそうでないBグループでは、現実の生活と意識が関連している。生活と意識は必ずしも一致しないとはいえ、かなり現実の生活と関連し、実現している。

妻の同別居意識については、夫ほどは同居すべき比率が高くない。しかし、親の責任意識については、妻のAグループは「長男に責任をもって世話をしてもらいたい」という意識(86.1%)が強い。Bグループの妻は「全部の子どもが責任をもつ」比率が20.6%あり、伝統的意識のくずれを示している。

しかし、財産相続や農地相続は、A・Bグループともに長男で、あとつぎ一人が多いことを望む（約88～80%)。現実に、継承しているか否かにかわらず、妻は長男志向である結果が得られている。

2)「家」の継承・農業継承・性別分業意識

実際の[家]の継承と継承意識

次に、実際の「家」の継承有無別（現実）と継承意識（意識）の関連とその変化はどうであろうか。**表3**は「家」の継承が実際に行なわれたグループとそうでないグループの「家」の継承意識(継承させるつもり率)を示したものである。まず、1992年を観察すると、「家屋、宅地」「農地」「先祖祭祀」「家のつきあい」の項目は、継承のあったAグループにおいて高い比率である。「家名」はAの方が若干低いが、Bとそれほど差がない。農地については、B継承なしグループでは、「継承させるつもり」の比率も低い。実際に、「家」の継承があったグループは、そうでないグループと比較すると、意識の面でも「家」意識は高いことが明らかである。同様なことは1997年のデータでも確認されている。

農業継承の希望率

また、**表4**のように、1992年の世帯構成別農業継承(夫)の希望率をみると、多世代家族であるほど、HS2(夫妻、あとつぎ夫婦家族)、FHS3(祖父母、夫妻、あとつぎ三世代夫婦家族)形態は明確に希望率が高くなっていることがわかる。

予想されることであるが、経営面積との関連をみると、経営面積が多いほど明確に希望率が高いことが観察された。

表3　「家」の継承別「継承させるつもり」意識

1992年	A 継承あり		B 継承なし	
	実数	%	実数	%
家屋・宅地	31	93.9	59	84.3
農地	25	75.8	43	61.4
家名	28	84.8	60	85.7
先祖祭祀	32	97.0	63	90.0
家のつきあい	32	97.0	60	85.7
1997年	A 継承あり		B 継承なし	
	実数	%	実数	%
家屋・宅地	37	100	50	84.7
農地	33	89.2	43	72.9
家名	35	94.6	54	91.5
先祖祭祀	37	100.0	54	91.5
家のつきあい	37	100.0	51	86.4

性別分業意識の世代間差異

二世代の女性（妻・息子の妻）の伝統的性別分業・夫婦の役割分担・女性の一生における職業と家庭の持ち方の意識を比較した。その結果によると、若い世代ほど性別分業を否定する傾向にある。息子の妻は半数以上が否定的である。また、仕事の持ちかたも変わってきている。仕事の継続を希望する意識は若い世代ほど高い。このように世代間で見るとその差異が明らかになった。

現実と意識の対応

また、現実の生活と意識の関連を分析すると、少なからず意識は現実の生活を反映している。たとえば、農家相続の希望意識があっても、現実の経営面積や家族形態によって、差が生じる。意識があっても、現実の生活の中で修正されたり、強められたりする。また逆に、現実の生活から意識の変化が生じる場合もある。このように観察すると、現実の生活と意識はさまざまな面で明確に関連し、相互規定的である。

6. 結論；要約と知見

1）要　約

本小論は直系制家族の持続と変容を次の三つの領域について検討した。それらは、世帯構成の変化による世代継承(人)、財産相続(物)、継承意識(心：理念）である。ここで明らかになった三領域について持続と変容に焦点をあて要約すると以下のようである。

世代継承：人の継承について

世帯構成は明らかに、時間の経過、ライフステージの進行によって周期的変化をしている。同時に、それは社会の変化によっても影響されている。父母世代が死亡し、あとつぎの孫世代が結婚をして、世帯構成が持続している実態を捉えた。直系家族が再生産し、持続している形態は約4割であった。それらの連続・持続の仕方は多様であった。親から子への必然的連続とその変化、社会や時代の特徴による多様な変化があった。

同じ直系家族形態であっても子世代は上の世代との同居（自分の立場は子ども）と下の子ども世代である孫世代との同居（自分の立場は親）とは、立場が異なる。同じ同居の形態でもその仕方が異なった。

配偶者選択に関しては大きく変化した。通婚圏は同じ町から町以外へと大きく広がった。恋愛結婚が一般的になり、自分が主体的に選ぶようになってきたが、出会いのチャンスが難しくなり、公的な支援の必要性が出てきた。儀式をめぐっては形式的には世代ごとに変化している。大きく内容まで変化したのは、孫世代になってからである。持続的な面は配偶者選択の基準であった。

次の世代への世帯構成の持続は、形の上では実現しているが、その内容は社会の変化に影響されてかなりの変異、変容をしている。世代の再生産を実現している結婚においても、形は変化している。しかし、人を選ぶ基準は持続的であった。

財産相続：物の継承について

直系制家族の持続については、相続がどのようにされるかが重要である。相続は持続的側面が強い。しかし、少しずつ内容、相続に関する認識に変化が見られる。相続は世代交代に伴って生じる出来事であり、非日常的である。相続の仕方は物によって少しずつ異なる。特に、農業の継承と関

表4　世帯構成別農業継承の希望率（1992年）

農業継承希望 / 世帯形態		1．継承させるつもり 実数	%	2．継承させたいが見込みはわからない 実数	%	3．わからない 実数	%	合　計 実数	%
C 夫婦のみ		7	43.8	9	56.3			16	15.5
N 夫婦と子ども		19	63.3	10	33.3	1	3.3	30	29.1
FH2	二世代夫婦同居	15	62.5	9	37.5			24	23.3
HS2	二世代夫婦同居	17	73.9	6	26.1			23	22.3
FHS3 三世代同居		9	90.0	1	10.0			10	9.7
合　計		67	65.0	35	34.0	1	1	103	100

連して、農地は後継ぎが単独で相続をすることが多い。そのため、あとつぎ以外は相続放棄をすることが多く、問題になることも少ない。

1960年代から現在までを年代別に見ても持続していて、長男子、単独相続である。事例分析から明らかになった実態は、最近になると、長男以外の子どもには学資、結婚の資金の一部を相続分としている。これは、以前でも行われていたが、それらの資金が最近多額になってきたことにより、相続の一部としての認識を持つようにもなった。そのことを了解して、あとつぎが単独相続をする。

継承意識：心：理念について

家族意識については、変化と持続の領域がある。家族意識に関しては、同じ家族員に同じ質問を数回実施した結果、必ずしも同じ回答をするとは限らないことが明らかになっている(4)。しかし、「結婚」に関する意識は伝統的意識が弱くなり、変化している。もっとも継承させたい領域、持続を願うのは「先祖祭祀」である。さらに、「家のつきあい」「家屋・宅地」「家名」「農地」の順である。それは、現実に直系家族を継承している場合ほど、「家」の継承を希望する率が高く持続的志向が強い。性別役割分業は若い世代ほど否定的である。現実の生活と意識は関連し、意識は現実に対応している。

このような三領域について考察すると、直系制家族であった形態は継承させたいという志向を持ちつつも、親が後継ぎと認知している子どもが農業を継承しない、生活維持のために出来ないといってもよい状況もあって、持続が困難になってきている。持続的側面を多く残している場合は、比較的安定をしている。家族形成のきっかけである結婚の仕方も変化、配偶者選択が上の世代と異なってきたため、家族のあり方が大きく変化をし始めてきている。しかし、物の継承、相続の領域については、制度は均分相続になっても農業継承の手段である土地を含め、まだなお一子単独相続が多い。この傾向も孫世代では変化の兆しが出てきそうである。家族意識は現実の生活を反映し、相互規定的であった。外見（形）が変わると、内容（機能、生活の仕方）が変化をする。意識はそれに影響されて、揺れ動くようである。

2）知　見

ここで分析した課題の知見について整理すると以下のようである。

① 世代継承という点から検討すると、すでに、親世代と子世代は世代交代をしている。次の孫世代がどのように「家」継承をしていくかである。孫世代が結婚をして親と同居をし、直系家族を再生産したのはおよそ30年間で約4割であった。しかし多くの場合、家業である農業を継承したか否かは別である。ここでは同居を中心に検討したが、孫世代の継承の仕方は多様で、同居のみではなく職業、介護などあり、さまざまな点から検討をする必要が浮かびあがってきた。孫世代の独立、排出過程をあとづけることでどのように継承していくかを見ることができよう。

② 世代継承の過程として、配偶者選択は伝統的、集団的なあり方から民主的、個人的なあり方に大きく変わったことはここで言うまでもない。交通手段、情報手段などの発達によって通婚圏は大きく広がり、個人の意志が大切にされるようになり、自分で主体的に選ぶ時代になった。「家」のための結婚ということはすっかりなくなった。結婚式は自宅から社会的施設、民間の商業的な施設に変わり、伝統的な慣習はすっかりなくなった。ただ、変わりにくい持続的な面は配偶者を選ぶ時の基準であった。

③ 財産相続については、制度的には均分相続であっても、後継ぎ優先、一括相続がほとんどであった。相続形態は「家」制度時代にあった長男子、後継ぎ一括相続であるが、その内容は変化をしている。動産は分割しないよう、動産は均分するようになってきている。あとつぎは先祖を守る役割という点で相続分は多く、またその役割も重要である。

④ 相続の時代変化については、相続の実態は持続的である。年代が変わってもそれほど変わらないことが示された。これは時代や制度が変わっても農村家族の変わらない側面である。土地や不動産を分割しないことで農業経営が維持できるのである。今後、農業後継者が少なくなるとどのように農地を維持するかが大きな問題である。今日の農家相続のあり方が持続的であることによる利点と問題もあ

る。このことから、生産手段である農地・不動産をどのようにするかは農業・農村・農家をめぐるこれからの大きな課題であることがここに示された。

⑤「家」の継承と家族意識の関連については、現実に「家」の継承をしている場合とそうでない場合は明らかに継承している場合、伝統的意識が強い。対象世帯の三分の一は今後別居する可能性があった。夫よりも妻の方が、「家」意識については柔軟に対応する意識がみられる。世帯形態が多世代同居であるほど継承希望率は高い。伝統的意識は先祖祭祀、儀式的なことや人間関係的な面では強いが、農地相続では弱まっている。

⑥「家」の継承と農業継承意識については、実際に継承している家族ほど農業継承の希望が高く持続志向が強い。多世代家族であるほど、また、経営面積が多いほど農業相続の希望率が高い。「家」を継承することは、同時に家業である農業を継承することであった時代から孫世代は意識も現実もすっかり変化をしたようである。「家」の継承と直系家族の再生産、農業の継承は必ずしも一致しなくなってきた。

日本農村家族は今日大きな変動に直面しながら相続などでは持続しつつ存在している。時間の経過と共に、家族の段階は進行し、世帯構成は変化する。その際の継承は持続的な実態が見出されたが、多様なあり方をしている。配偶者選択、結婚については世代によって変化をしてきた。家族意識は現実の生活に影響される。人・物・心の持続と変容は同時的ではなく、相互規定的で総合的に体系化されている。家族は集団として、全体の均衡を保とうと持続・変容している。

注

(1) 堤　マサエ、2000、「農家相続の事例研究」（地域研究）創刊号、43-61頁。

(2) とりわけ社会学の領域では、「農村社会の変貌と農民意識」（東京大学出版会）・1992、第4章、家と家族において大内雅利著［後継者と世代継承］が本小論とも関連している。ここでは、秋田と岡山の30年間の事例から、その実態を明らかにし世代継承の類型、あととりのライフコース、継承と処分を分析した研究がある。また、比較家族史学会監修の「扶養と相続」（早稲田大学出版部）1998、などの文献がある。

(3) 大友由紀子、1994、「農村直系制家族における配偶者選択と結婚の世代的変化」（家族社会学研究）No.6, 53-64頁。

(4) 堤マサエ、1998、「農村家族における家族・[家]意識の持続と変化、（山梨県立女子短期大学紀要）第32号、77-106頁。

主な参考文献

石原邦雄　1967「農村直系家族の世代交替における世帯主権限の移行」（社会学評論）67、2-16

石原邦雄　1976「世帯主権限の移行」森岡清美・山根常男編『家と現代家族』培風館　124-149

石原邦雄　1993「世帯主宰権の世代的移行とその変化」森岡清美監修(家族社会学の展開)培風館　145-162

磯部俊彦　1993『危機における家族農業経営』日本経済評論社

大内雅利　1992「家と家族」『農村社会の変貌と農民意識』　東京大学出版会　187-203

大友由紀子　1993「直系制家族における家族構成の変化と世代の更新」森岡清美監修『家族社会学の展開』培風館　99-121

大友由紀子　1994「農村直系制家族における配偶者選択と結婚の世代的変化―長期反復調査データからの世代間比較―」（家族社会学研究）6　53-64

大友由紀子　1995「家族研究における長期反復調査法の課題―家族変動・勝沼調査プロジェクトの事例をめぐってー」（年報社会学論集）8　143-153

大友由紀子　1998「直系制家族の変動についての実証的研究―山梨県勝沼町におけるパネルデータを用いて―」（季刊家計経済研究）37、70-73

杉岡直人　1990『農村地域社会と家族変動』　ミネルヴァ書房

高橋明善他編著　1992『農村社会の変貌と農民意識』　東京大学出版会

竹田旦 1974「日本における相続・継承の慣行」『講座家族 5 相続と継承』弘文堂 303-319
堤マサエ 1975「直系家族における核分離」(社会学評論)102 18-35
堤マサエ 1983「農村直系制家族の変動と展開」(山梨県立女子短期大学紀要) 16 59-88
堤マサエ 1993「家族意識の変化と「家」の継承」(山梨県立女子短期大学紀要)26 103-123
堤マサエ 1993「家族意識の変化と性別役割分業」(家庭科教育)67・15 37-44
堤マサエ 1993「農村直系制家族の役割構造の持続と変容」森岡清美監修(家族社会学の展開)培風館 122-144
堤マサエ 1994「果樹農家における経営の持続と変容」(山梨県立女子短期大学紀要)27 93-109
堤マサエ 1996「家族と社会」『母子の心理・社会学』日本看護協会出版会
堤マサエ 1997「女性のライフコースとその世代間比較」加々美裕子共著(山梨県立女子短期大学紀要)30 59-70
堤マサエ 1998「農村家族における家族・「家」意識の持続と変化」(山梨県立女子短期大学紀要)32 77-106
Masae Tsutsumi 1999 "A lifecourse Study of Stem family women in Rural Japan : A Comparison of the Changes over three generations" (International Journal of Japanese Socialogy) Number 8、117-140
Masae Tsutsumi edited 2000 "Women and Families in Rural Japan" Tsukuba-shobou
堤マサエ 2000「農家相続の事例研究」(地域研究) 創刊号 山梨県立女子短期大学 43-61
利谷信義 1973「親と子」東京大学出版会 261-262
利谷信義 1989「親子契約の研究」全国農業会議所
比較家族史学会監修 1998『扶養と相続』早稲田大学出版会
細谷昂 1998『現代と日本農村社会学』東北大学出版会
光岡浩二 1996『農村家族の結婚難と高齢者問題』ミネルヴァ書房
森岡清美 1973『家族周期論』培風館
森岡清美 1976『家と現代家族』培風館
森岡清美・望月嵩 1983・1987・1993・1996・2000『新しい家族社会学』培風館
森岡清美 1993『現代家族変動論』ミネルヴァ書房
森岡清美監修 1993『家族社会学の展開』培風館

(2000年12月8日受理)